山口県環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動実施計画(林業)認定基準

【2号活動：温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動】

この基準は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下、「法」という。)に基づき策定された、「山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」(以下、「県基本計画」という。)に定めるものの内、林業分野における2号活動の認定について必要な事項を定めるものである。

１.認定基準

次の条件を満たすものであること

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 必須 | 実施計画に記載されている目標を達成するために必要な措置が、計画に対して適切なものであること。 |
| 必須 | 実施計画に記載されている目標を達成するために必要な措置が、記録により適切に管理することが見込まれること。 |
| 高性能林業機械 | 別表1に定める基準を満たす高性能林業機械の導入が見込まれること。 |

２.その他

・導入する機械については、事前にメーカーや林業普及指導員等に相談し、見積書等により試算、確認すること。

・その他、必要な事項については事前に林業普及指導員等に相談すること。

(別表１)高性能林業機械に係る基準(チェックリスト)

以下の基準の内、少なくとも1つ以上を満たすものであること。

|  |  |
| --- | --- |
| 基準 | 確認書類 |
| 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)2014基準適合 | ① |
| 「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」  2020年基準燃費達成率85％以上 | ② |

認定に際して提出する書類

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 書類 |
| 共通 | 実施計画 |
| ① | 2014基準に適合している確認できる資料(見積書、機械パンフレット、環境省型式届出一覧等) |
| ② | 2020年基準燃費達成率85%以上が確認できる資料(見積書、機械パンフレット、国土交通省認定一覧等) |